

直轄工事及び建設コンサルタント業務等における
保証証書等の電子化について（契約の保証・前払金保証）

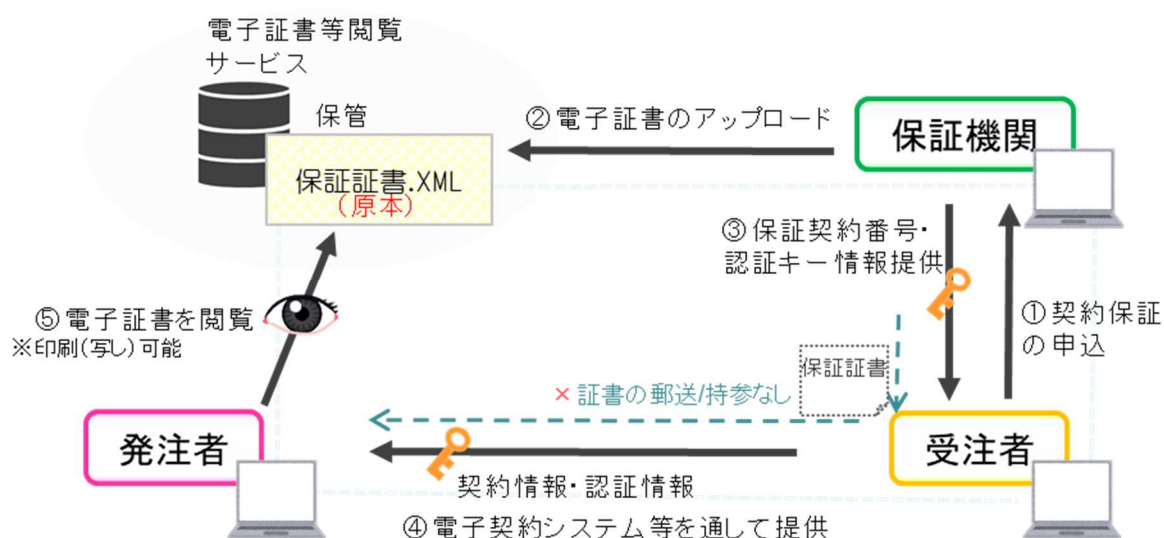
この度、直轄工事及び建設コンサルタント業務等における契約の保証・前払金保証の保証証書等について、本年5月9日以降、電磁的記録により発行された保証証書等（電子証書等）の提出を可能としましたので、お知らせします。提出方法の概要は、下記をご覧ください。

なお、現時点で電子証書等の発行を予定している保証機関は、保証事業会社（※1）及び保険会社（※2）です。

電子証書等の場合、郵送や持参の必要がなくなりますので、ぜひご活用ください。

記

1. 電子証書等の提出方法（概要）



【保証事業会社が発行する電子証書の場合】

※保険会社については、上記と同等のスキームへの対応準備が整うまでの間、PDF方式で発行された保険証券・保証証券を電子メールで提出する方法となります。

2. 適用開始日について

令和4年5月9日以降、電磁的記録により発行された保証証書等の提出を可能とします。

※保証機関での電磁的記録による保証証書等の発行についても令和4年5月9日以降となります。

3. その他

引き続き、紙媒体での保証証書等による提出も可能です。

なお、電子証書の活用を促進するため、前払金保証の保証証書については、原則として、電子証書によることを求めています（令和4年4月1日以降に新たに工事請負契約等を締結するものであって前払金保証の保証証書を令和4年5月9日以降に提出するものが対象）。

- ※1 北海道建設業信用保証株式会社、東日本建設業保証株式会社、西日本建設業保証株式会社
- ※2 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社、共栄火災海上保険株式会社、損害保険ジャパン株式会社、大同火災海上保険株式会社、東京海上日動火災保険株式会社、日新火災海上保険株式会社、三井住友海上火災保険株式会社

【本件に関する連絡先】

○制度全般に関すること

国土交通省大臣官房会計課 公共工事契約指導室

電話（代表）：03-5253-8111（内線21963）

※申込、提出方法等については、各保証事業会社又は保険会社に、また、個別の契約ごとの具体的な取扱いについては、各地方整備局等の発注機関にお問合せください。